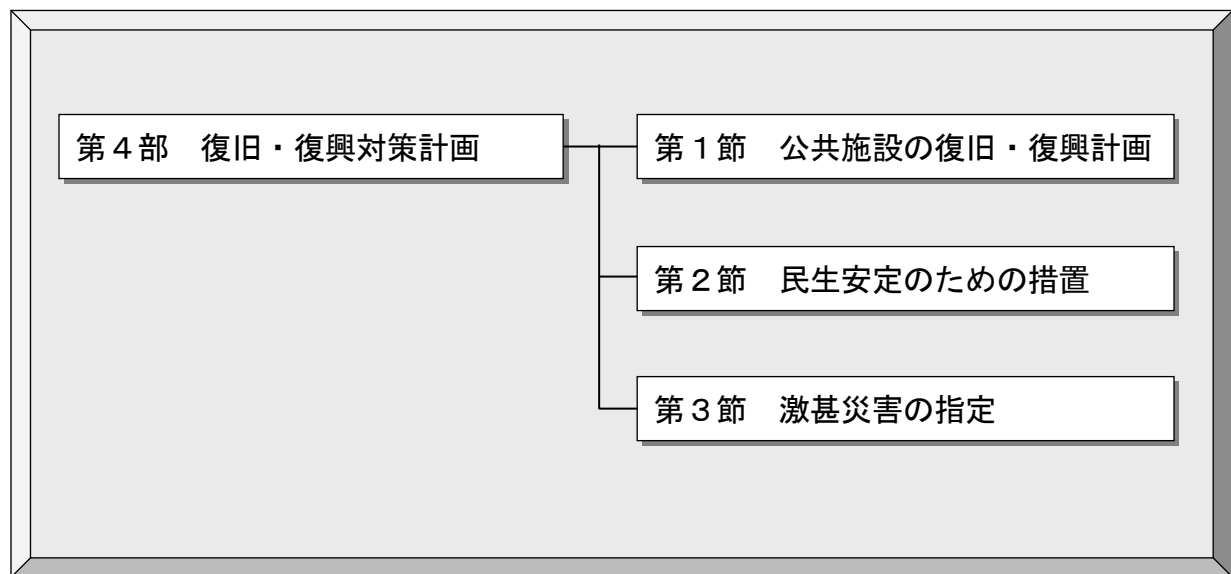


第4部 復旧・復興対策計画

《 第4部 復旧・復興対策計画 》

災害復旧・復興対策計画は、災害応急対策後における公共施設の復旧計画、被災者の生活再建を主とした民生安定のための措置を位置づけるとともに、災害の拡大、再度災害の発生防止や将来の災害に備えるため、必要な施設の改良復旧の事業計画を樹立し、迅速にその実施を図るとともに、計画的な復興事業を推進するものである。

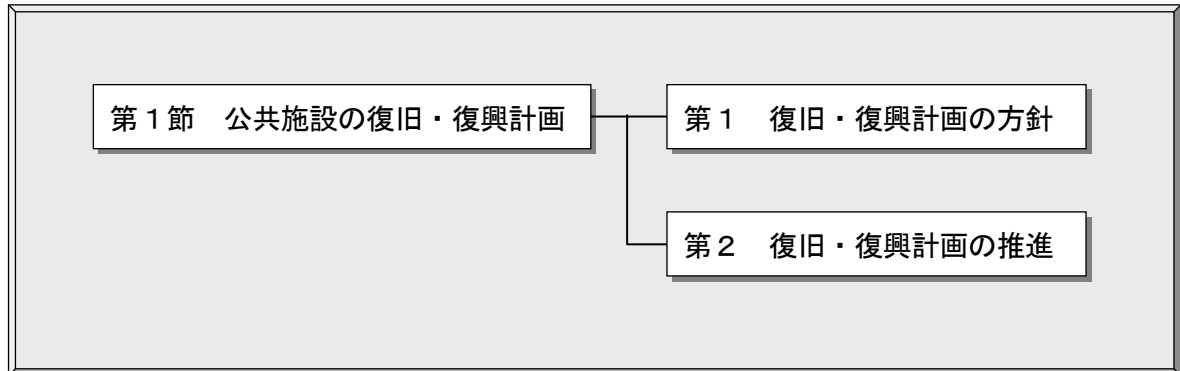
また、男女共同参画の観点から、復興のあらゆる場・組織に、女性の参画を促進する。併せて、子ども・障害者等あらゆる市民が住みやすい共生社会を実現する。



第1節 公共施設の復旧・復興計画

災害発生後、被災した施設の原形復旧に併せて、再度災害の発生を防止するため、必要な施設の設計又は改良を実施する等、将来の災害に備える事業計画を策定し、早期復旧・復興を目標にその実施を図るものである。

なお、この計画は、災害応急対策を講じた後に被害の程度を十分に勘案して作成するものである。



第1 復旧・復興計画の方針

被災地の復旧・復興は、被災者の生活再建を支援し、再度災害の防止に配慮した施設の復旧等を図り、より安全性に配慮した地域振興のための基礎的な条件づくりを目指す。

また、災害により地域の社会経済活動が低下することから、可能な限り迅速かつ円滑な復旧・復興を図る。

- 1.1 復旧・復興の基本方針
- 1.2 計画への住民の意向反映
- 1.3 財政支援の検討
- 1.4 計画推進のための職員の派遣の要請

1.1 復旧・復興の基本方針

【総括部（総務部）・渉外情報部（企画財政部）】

市は、被災の状況、地域の特性、関連公共施設管理者の意向等を勘案しつつ、災害に強い都市づくり等の中長期的課題への取り組みについても早急に検討し、復旧・復興の基本方針を定める。

(1) 迅速な意思決定等

災害発生後、市の被害状況を的確に把握・分析し、現状復旧を進める。復旧の見通しが立った時点において直ちに「災害復興検討委員会（仮称）」を設置し、復興方針・計画の策定、関連事務^{手続}などを実施する。

(2) 事前復旧対策の検討

復旧に関する行政上の^{手続}、事業実施に伴う人材の確保や、情報収集、処理等に多くの時間と作業が伴うことから、人材の確保、作業の流れ、関連する資料等を事前に確認し、過去の災害事例等を通し事前に処理できる項目については事前対策を実施する。

(3) 関係機関との連携

復旧に関する行政上の^{手続}を迅速に進めるために、事前に関係機関との連携強化を図る。また、警察と連携し、復旧・復興事業からの暴力団排除活動の徹底に努める。

(4) 女性及び要配慮者の参画の推進

障害者、高齢者、女性等の意見が反映されるよう環境を整備し、復旧・復興のあらゆる場面や検討組織に女性や、要配慮者の参画を促進する。

1.2 計画への住民の意向反映

【渉外情報部（秘書室・企画財政部）】

被災地の復旧・復興は、市が主体となって住民の意向を尊重しつつ計画的に行う。

(1) 市民ニーズの把握

市民が望む復旧へのニーズを迅速に把握し、復旧計画に反映する。

(2) 復興計画への反映

防災に強いまちづくりを踏まえた復興計画は市民の利害関係に大きく影響することから、市民の意向を十分に反映した復興計画の策定に努める。

1.3 財政支援の検討

【渉外情報部（企画財政部）】

市の災害応急対策、復旧・復興において多大な費用を要することから、国・県に財政措置、金融措置、地方財政措置等により支援を求める。

1.4 計画推進のための職員の派遣の要請

【関係各部】

災害復旧・復興対策の推進のため、必要に応じて国・他の地方公共団体等に対し、職員の派遣、その他の協力を求める。

第2 復旧・復興計画の推進

復旧・復興計画は、災害応急対策を実施した後、公共施設の復旧事業実施体制、復旧事業計画の作成及び復興計画の作成等により推進を図る。

- 2.1 復旧事業実施体制
- 2.2 復旧事業計画の作成
- 2.3 復興計画の作成

2.1 復旧事業実施体制

【各部共通】

災害により被害を受けた施設の復旧事業を迅速に行うため、市は、県、指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関等と密接な連携を図り、実施に必要な職員の配備、職員の応援及び派遣等活動体制について、必要な措置を講ずる。

2.2 復旧事業計画の作成

【各部共通】

市は、災害応急対策を実施した後に、被害の程度を十分調査・検討し、所管する公共施設に関する災害復旧事業計画を速やかに作成する。

災害復旧事業の種類は次のとおりである。

-
- ①公共土木施設災害復旧事業計画
 - ・河川公共土木施設復旧事業計画
 - ・砂防設備復旧事業計画
 - ・林地荒廃防止施設復旧事業計画
 - ・道路公共土木施設復旧事業計画
 - ②農林水産業施設復旧事業計画
 - ③都市災害復旧事業計画
 - ④上、下水道災害復旧事業計画
 - ⑤住宅災害復旧事業計画
 - ⑥社会福祉施設災害復旧事業計画
 - ⑦公立医療施設、病院等災害復旧事業計画
 - ⑧学校教育施設災害復旧事業計画
 - ⑨社会教育施設災害復旧事業計画
 - ⑩復旧上必要な金融その他資金計画
 - ⑪その他の計画
-

(1) 災害の再発防止

市は、復旧事業計画の策定に当たっては、被災原因、被災状況等を的確に把握し、再度災害の防止に努めるよう、関係機関と十分連絡調整を図り、計画を策定する。

(2) 災害復旧事業期間の短縮

市は、復旧事業計画の策定に当たっては、被災状況を的確に把握し、速やかに効果のあがるよう、関係機関と十分連絡調整を図り、事業期間の短縮に努める。

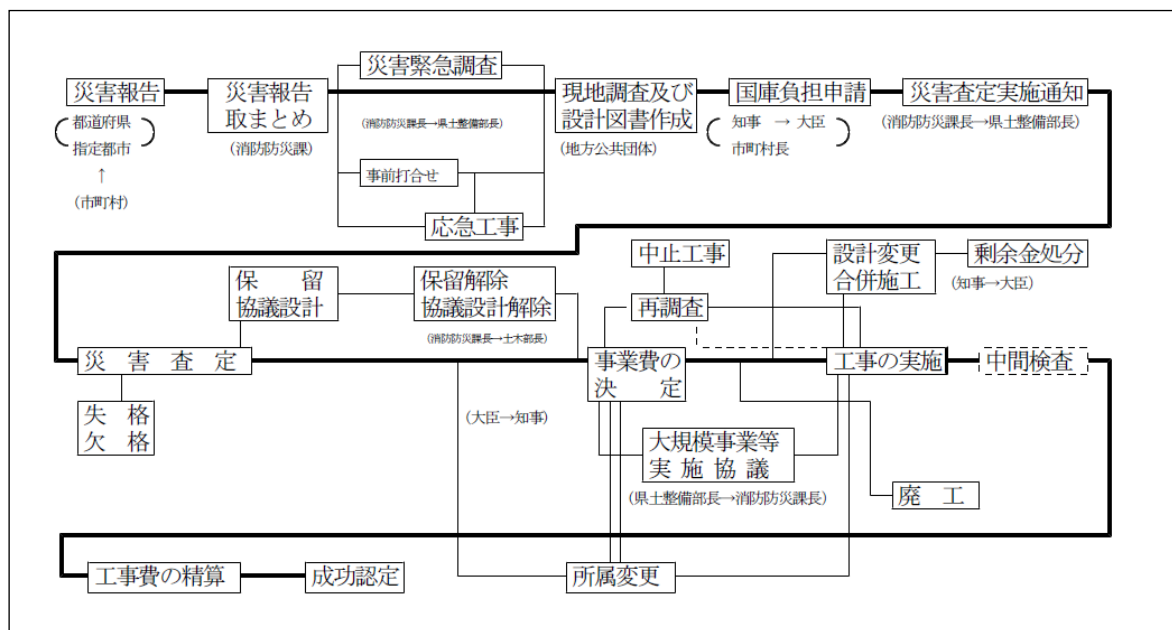
(3) 復旧事業の促進

復旧事業が決定したものについては、速やかに実施できるよう措置を講じ、復旧事業の実施効率を上げるように努める。

(4) 公共土木施設災害復旧

公共土木施設災害復旧（河川、砂防設備、橋梁、道路）の取扱手続は次のとおりである。

《公共土木施設災害復旧の取扱手続》



(5) 学校施設の復興

学校施設の復興に**当たって**は、学校施設の防災対策の強化とともに、復興まちづくりと連携したコミュニティ拠点として、安全・安心を考慮した立地の確保を行う。

2.3 復興計画の作成

【各部共通】

災害復旧を進めた後に、被災地域の再建に係わる復興計画を作成し、関係機関の諸事業を調整しつつ、計画的に復興を進める。

また、復興計画の迅速・的確な作成と遂行のための体制整備（地方公共団体間の連携、国との連携、広域調整）を行う。

(1) 災害復興本部の設置

被害状況を速やかに把握し、震災復興の必要性を確認した場合は、市長を本部長とする災害復興本部を設置する。

また、災害復興に関する技術的な支援を受けるため、必要に応じて県職員の派遣を要請する。

(2) 災害復興方針の策定

関係者で構成される「災害復興検討委員会（仮称）」を設置し、災害復興方針を策定する。災害復興方針を策定した場合は、その内容を市民に公表する。

(3) 災害復興計画の策定

災害復興方針に基づき、具体的な災害復興計画の策定を行う。この計画では、市街地復興に関する計画、産業復興に関する計画、生活復興に関する計画、及びその事業手法、財源確保、推進体制に関する事項について定める。

□市街地復興計画のための行政上の手続の実施

○建築基準法第84条建築制限区域の指定

県は、被災した市街地で都市計画又は土地区画整理法による土地区画整理事業のため必要があると認める場合には、建築基準法第84条による建築制限区域の指定を行う。

○被災市街地復興特別措置法上の手続

市は、被災市街地復興特別措置法第5条の規定により、都市計画に被災市街地復興推進地域を指定し、建築行為等の制限を行う。被災市街地復興推進地域は、通常の都市計画決定の手続と同様の手順で行う。

□災害復興事業の実施

○専管部署又はプロジェクトチームの設置

市は、災害復興に関する専管部署又はプロジェクトチームを設置する。

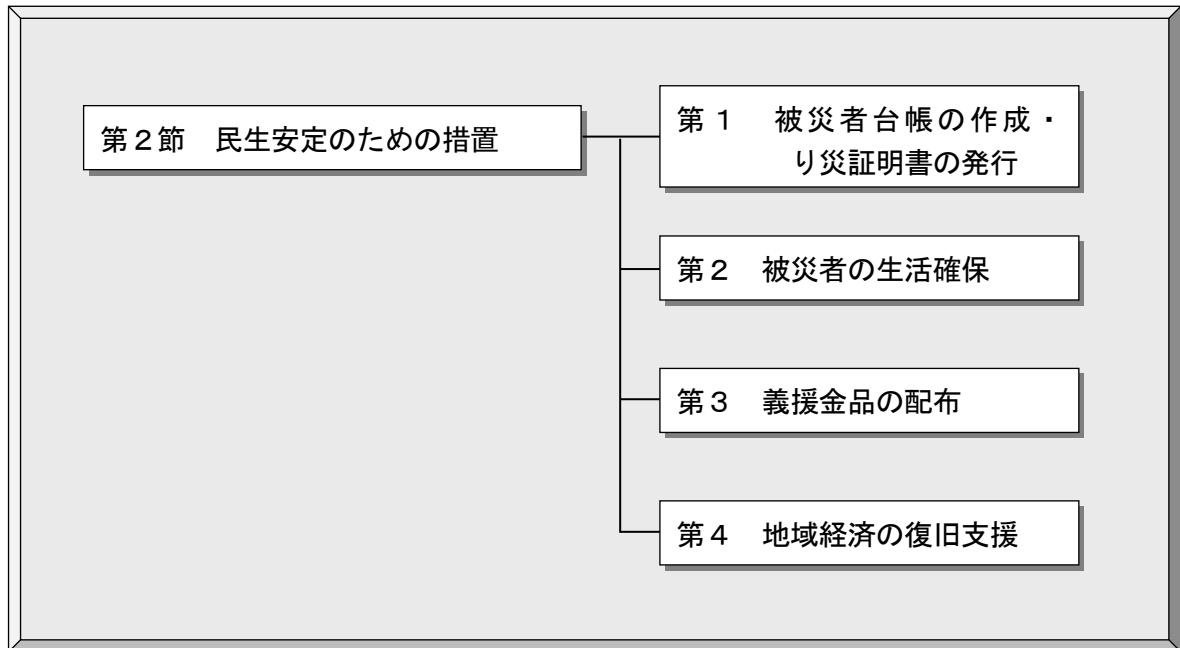
○災害復興事業の実施

市は、災害復興計画に基づき、災害復興事業を実施する。

第2節 民生安定のための措置

大規模な災害により、多くの人々が災し、住居や家財の喪失、経済的困窮、あるいは生命の危険にさらされ、地域社会が混乱に陥る可能性がある。また、こうした社会の混乱は、速やかな災害復旧を妨げる要因となる。

そのため、災害時の人心の安定と社会秩序の維持を図ることを目的として、防災関係機関と協力して民生安定のための緊急措置を講ずる。



第1 被災者台帳の作成・り災証明書の発行

市は、災害発生時に被災者の援護を総合的かつ効率的に実施するため、被災者台帳を整備する。

り災証明は、地方自治法第2条に定める防災に関する事務の一環として、被災者の応急的、一時的な救済を目的に、市長が確認できる程度の被害について証明するものである。

また、市及び県は、大規模災害時の際に、市町村間が相互応援することを想定し、住家の被害認定やり災証明、被災者台帳等の共通化を検討する。

- 1.1 被災者台帳の整備
- 1.2 り災証明書発行の概要
- 1.3 り災証明書発行の流れ
- 1.4 り災証明書発行に関する広報と相談窓口の設置
- 1.5 事前対策

1.1 被災者台帳の整備

【総務防災課、調査部（資産税課）、関係各課】

市は、被災者台帳を整備し、被災者に対する援護の実施に必要な限度で当該台帳を利用する。

□被災者台帳の記載（記録）内容

- 氏名
- 生年月日
- 性別
- 住所又は居所
- 住家の被害その他市長が定める種類の被害の状況
- 援護の実施の状況
- 要配慮者であるときは、その旨及び要配慮者に該当する事由
- その他（内閣府令で定める事項）

1.2 リ災証明書発行の概要

【調査部（市民税課、資産税課）】

(1) リ災証明の対象

リ災証明は、法第2条第1項に規定する災害により被害を受けた家屋について、以下の項目の証明を行う。

なお、家屋以外のものがり災した場合において必要があるときは、市長が行うり災届出証明で対応する。

-
- ① 全壊、流失、半壊、床上浸水、一部破損、床下浸水
 - ② 火災による全焼、半焼、水損
-

(2) リ災証明を行う者

リ災証明は、市長が行うものとし、リ災証明書の発行事務は、「調査部（市民税課）」が担当する。

ただし、火災によるり災証明は、消防長が行う。

(3) リ災証明書の発行

リ災証明書は、り災証明の対象となる家屋の所有者、占有者及び一時滞在者の申請に基づき、上記(2)の市長又は消防長が作成したり災証明書をこれらの者に発行することにより行う。

(4) 証明手数料

リ災証明については、証明手数料を徴収しない。

(5) リ災証明の様式

リ災証明の様式は、所定の様式による。

※参照：資料編 I 「様式 05 リ災証明書」

(6) 被災家屋の判定基準（上記(1)①に係わるもの）

リ災証明書を発行するに当たっての家屋被害の判定は、「被害報告判定基準」に基づき、1棟全体で、部位別に、表面的に、おおむね1か月以内の状況を基に、判定表を作成し、これに基づき実施する。

住家等の被害の程度を調査する際、必要に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の写真、応急危険度判定の判定結果等を活用するなど、適切な手法により実施するものとする。

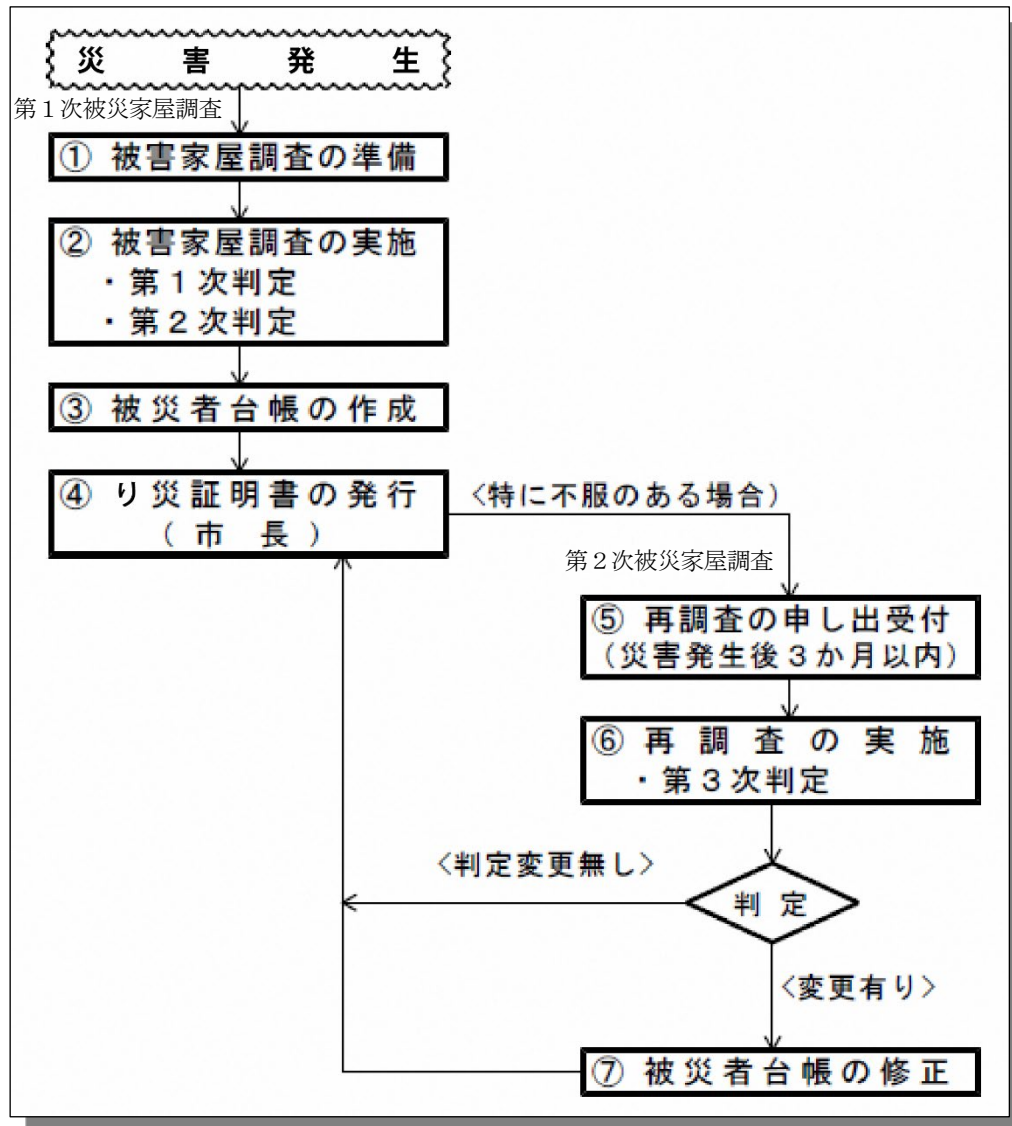
※参照：資料編 I 「資料 1-4 被害報告判定基準」

1.3 リ災証明書発行の流れ

【調査部（市民税課、資産税課）】

り災証明書の発行は、次の手順で実施する。

《り災証明書発行の流れ》



(1) 被災家屋調査の事前準備

被災家屋調査は、「調査部（資産税課）」が実施するものとし、地震発生後、被災家屋調査のための事前準備として、以下の項目を実施する。

① 被害地域の航空写真の撮影準備

② 事前調査の実施

調査全体計画を判断するため「調査部」に収集された情報を基に被害全体状況を把握する。

③ 調査概要の検討及び調査全体計画の策定

④ 調査員の確保

- ・市職員の確保
- ・ボランティア調査員（民間建築士等）の手配
- ・相互応援協定を締結している市町への応援職員派遣要請
- ・「調査班」編成と調査地区割りの検討

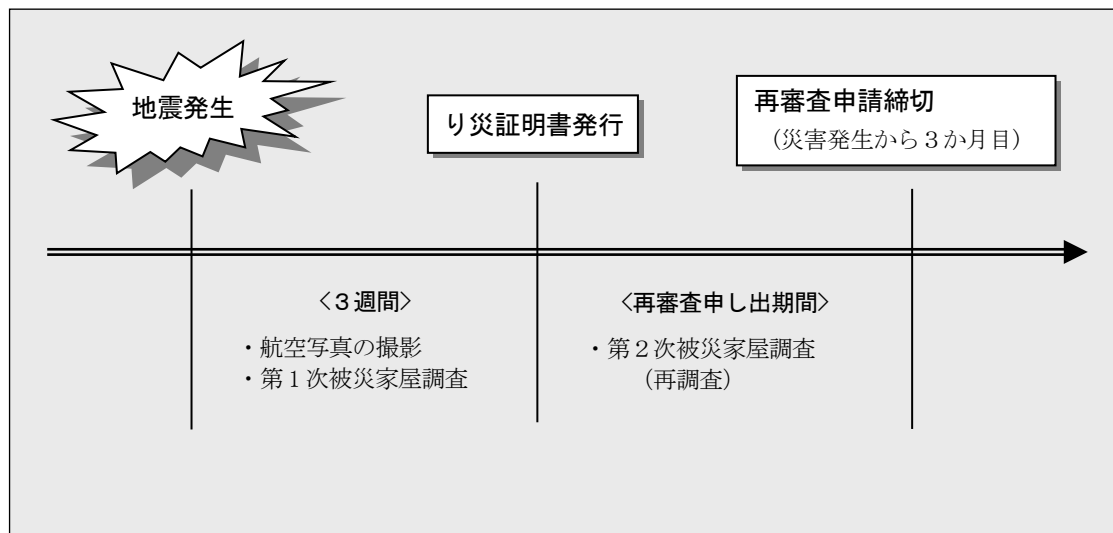
⑤ 調査備品等の準備

- ・調査携帯品の調達、準備（調査票、筆記用具、携帯電話等）
- ・調査地図の用意（土地家屋現況図又は住宅地図）
- ・調査員運搬車両の確保、手配
- ・他都市応援職員等の宿泊所の確保

(2) 被災家屋調査の実施

被災家屋調査は、次の手順で実施する。

《調査の手順》



□調査方法

○航空写真の撮影

関係業者に依頼して災害発生後2週間以内に被災地の航空写真（1/4000～1/5000）を撮影する。

○第1次被災家屋調査

被災家屋を対象に外観から目視調査を行う。

○第2次被災家屋調査

第1次調査の結果に不服のあった家屋及び第1次調査が物理的にできなかった家屋について、申し出に基づき、1棟ごとに立入調査を実施する。

□「調査班」の編成

○2人1組で調査を実施する。

○調査員は、市職員及びボランティア調査員（民間建築士等）とする。

○必要がある場合は、他都市職員の応援派遣の要請をする。

(3) 被災者台帳の作成

被災家屋調査からの判定結果、家屋データ、地番、住民表示、住民基本台帳等のデータを集積した被災者台帳を作成し、り災証明書発行の基本台帳とする。

(4) り災証明書の発行

被災者台帳に基づき、市長は申請のあった被災者に対しり災証明書を発行する。

(5) 再調査の申し出と調査の実施

被災者は、り災証明の判定結果に不服があった場合及び第1次調査が物理的にできなかった家屋について、災害発生日から3か月以内の期間であれば再調査を申し出ることができる。

申し出のあった家屋に対して迅速に再調査を実施し、判定結果を被災者に連絡するとともに、り災証明書を発行する。同時に、被災者台帳及びり災マスターのデータを訂正する。

なお、判定の困難なものについては、「調査班」内に判定委員会（市長が委嘱した専門知識を有する建築士、不動産鑑定士、学識経験者等の委員で構成）を設置し、判定委員会の意見を踏まえ市長が判定する。

1.4 り災証明書発行に関する広報と相談窓口の設置

【渉外情報部、調査部（資産税課）】

「渉外情報部」は、り災証明書に関する広報を行い、被災者へ周知徹底を図る。

特に、災害後に実施される被災建物応急危険度判定と被災家屋調査の違いを正確に被災者へ伝達することが必要となる。

また、り災証明書に関する相談窓口を市役所に設置し、り災証明書の発行や再調査の受付、相談を実施する。

1.5 事前対策

【調査部（資産税課）】

り災証明書発行の事前対策は次のとおりである。

(1) 被災家屋調査員の登録

調査部の職員及びボランティア調査員（民間建築士等）を事前に登録しておく。

(2) 判定基準等の研修

民間建築関係組織の協力を得て、登録された調査員に対し調査方法や判定基準等の研修を実施する。

(3) 他都市の協力体制の確立

災害発生時、応援を求める他都市との相互協力体制をあらかじめ確立しておく。

(4) 調査携帯物品等の備蓄

「資産税課」に、傾斜計、コンベックス等調査携帯物品を備蓄する。

第2 被災者の生活確保

災害により被害を受けた市民が、速やかに再起し生活の安定を早期に回復するよう被災者に対する生活相談、災害弔慰金等の支給、災害援護資金・住宅資金等の貸与、住宅の再建等の施策を講ずる。

- 2.1 生活相談
- 2.2 災害弔慰金、災害障害見舞金の支給
- 2.3 災害援護資金の貸付け
- 2.4 被災者生活再建支援制度
- 2.5 住宅の再建
- 2.6 職業のあっせん
- 2.7 租税等の徴収猶予及び減免等
- 2.8 生活保護
- 2.9 借地借家の特例の適用に関する計画
- 2.10 災害時における郵便事業に係る災害特別事務取扱い及び援護対策
- 2.11 生活必需品等の安定供給の確保

2.1 生活相談

【渉外情報部（関係各課）】

被災者の生活再建を支援するため、市役所、避難所等において災害応急対策に引き続き生活相談を受け付ける。

市、県及び国は、被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細やかな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努めるものとする。

(1) 市民サポートセンターの開設

被災者は、被災直後から厳しい生活環境におかれ将来への不安を抱え込むことになる。そのような不安を解消するために、市は、「市民サポートセンター（仮称）」を開設する。

市民サポートセンターでは、おおむね次のような業務を行うこととするが、災害の規模や範囲に応じて業務内容の調整、支部の設置等柔軟に対応する。

① 各種**手続**の総合窓口

見舞金の交付、資金貸付、税の減免、中小企業者・農業者への融資等に関する**手続**及び相談を一元的に処理する。

② 各専門分野での相談

-
- 医療、保健（精神保健含む）、福祉、住宅に関する相談を受ける。
 - 相談内容に的確に対応するため、国及び県の担当部局と連携し、必要に応じて専門家の派遣を依頼する。また、ライフライン関係者もスタッフに加える。
-

③ 法律相談の実施

弁護士等の協力を得て、各種法律上の相談に応じる。

④ 情報の提供

自立を図る上での様々な情報を収集し、電話での照会及び報道機関、広報誌等を通じた広報によって提供する。

⑤ その他

-
- 被災者からの要望を『聞きっぱなし』に終わらせることのないようにする。
 - 必要に応じて避難所の巡回相談を行う。
 - 要配慮者**に対応する職員を専任で配置する。
-

(2) 尋ね人相談

① 相談窓口の開設

□正確な情報の把握

「総括部」は、発災直後から警察、消防、医療等関係機関、避難所、市民組織等と緊密に連絡し、被災者に関する情報を収集し「渉外情報部」に報告する。

□市民からの相談対応

「渉外情報部」は、「総括部」が収集した被災者に関する情報を整理し、尋ね人に関する「相談窓口」を開設する。相談件数の減少に応じて窓口を、「市民サポートセンター」に移設する。

② 情報の提供

- 新聞、テレビ、ラジオ等マスコミ報道の利用
- 臨時広報等の発行、避難所等への掲示
- ホームページの活用
- 東日本電信電話(株)の「災害用伝言ダイヤル(171)」の活用

※参考

阪神・淡路大震災の場合、情報手段の混乱等により被災者の安否や移動先について全国各地の被災者の親戚・知人・友人等から安否の照会が、市役所、警察、避難所に寄せられ、その対応に苦慮した。

2.2 災害弔慰金、災害障害見舞金の支給

【救援避難部（福祉政策課、生活福祉課）】

市は、市民が自然災害により被害を受けたときに、被災者又はその遺族に対し災害見舞金又は弔慰金を支給する。

死亡の場合は遺族に対して災害弔慰金を支給し、身体に著しい障害を受けた場合は、その者に対して災害見舞金を支給する。

なお、災害弔慰金の支給及び災害障害見舞金の支給の詳細については、資料編を参照する。

※参照：資料編 I「資料6-8 市民生活再建援護制度」

2.3 災害援護資金の貸付け

【救援避難部（福祉政策課、生活福祉課）】

市は、災害により住家等に被害を受けた者に対して、住宅の建設又は補修の整備に必要な資金を貸付ける他、被害を受け生業の根底を失った者に対し、災害援護資金や、生活福祉資金の貸付けをもって住居の安定を図るとともに、その自立の助長に寄与する。

(1) 災害援護資金

市は、災害により被害を受けた世帯の世帯主に対して災害援護資金の貸し付を行う。

なお、災害援護資金貸付制度の詳細については、資料編を参照する。

※参照：資料編 I「資料6-8 市民生活再建援護制度」

(2) 生活福祉資金

災害により被害を受けた低所得者に対して速やかに自力更生させるため、県社会福祉協議会は、生活福祉資金貸付制度により、民生委員・児童委員、(福)深谷市社会福祉協議会の協力を得て、生活福祉資金を予算の範囲内において貸付けを行う。

なお、生活福祉資金貸付制度の詳細については、資料編を参照する。

※参照：資料編 I 「資料6-8 市民生活再建援護制度」

(3) 資金貸付条件の緩和等の措置

災害援護資金、住宅資金は、借入者の自立更生を促進するため特に必要があると認められる場合は、重複して貸し付けることができる。また、被害の状況によって据置期間を2年以内の期間で延長することができる。なお、この資金は他の資金から借り入れることができない者に対し貸し付けるものである。

2.4 被災者生活再建支援制度

【救援避難部（福祉政策課、生活福祉課）】

(1) 制度の概要

自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者で、経済的理由等により自立した生活を再建することが困難な者に対し、被災者生活再建支援法に基づき、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して被災者生活再建支援金が支給される。平成11年度から制度化されたが、さらに住宅再建等に要する経費について支援を行うための居住安定支援制度が平成16年度に創設された。県では支援金支給に関する事務の全部を被災者生活再建支援基金に委託している。

また、支援法に基づく被災者生活再建支援制度では、同一の地域で発生した同一災害にも関わらず、一部の地域で支援制度が適用されないという地域的不均衡が生じる場合がある。

このため、県と県内全市町村の相互扶助により、支援法の適用とならない地域で自然災害により被災した全壊世帯等に対して、法と同様の支援を行うこと等を柱とした独自の埼玉県・市町村被災者安心支援制度を創設し支援を行う（平成26年4月1日以降に発生した自然災害から適用。ただし、半壊特別給付金については令和2年4月1日以降に発生した自然災害から適用。）。

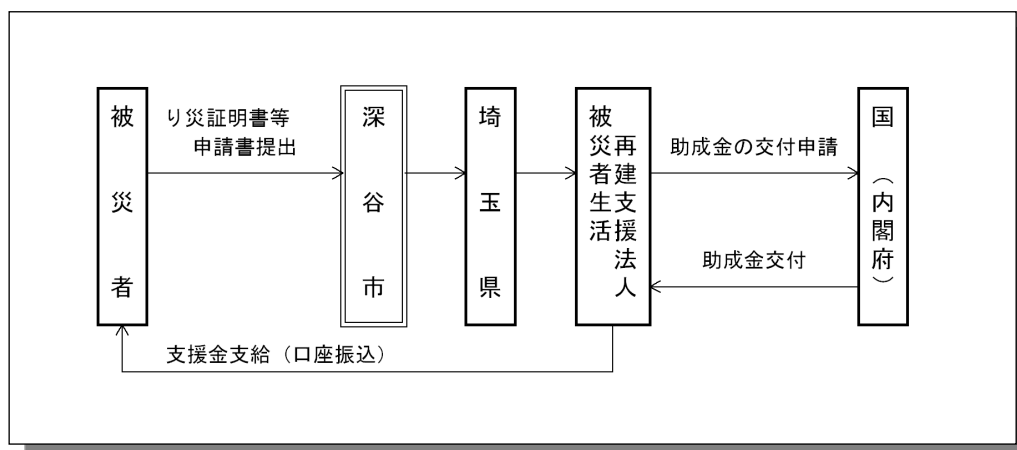
なお、両制度の支給に関する詳細については、資料編を参照する。

※参照：資料編 I 「資料6-8 市民生活再建援護制度」

(2) 支援金の支給

「救援避難部（福祉政策課、生活福祉課）」は、あらかじめ被災者生活再建支援金の支給に係る被災者からの申請を迅速かつ的確に処理するため、体制を整備しておくとともに、発災後は、被害世帯の支給申請の受付を行い、被災者台帳、り災証明書を基に、支給申請書の必要書類を取りまとめ、県に送付する。

《支援金の支給手続》



2.5 住宅の再建

【施設部（建築住宅課）】

住宅金融支援機構は、火災、地震等の大災害によって住宅に被害を受けた者に対し、住宅金融支援機構法の規定によって災害復興住宅資金の融資を適用し、建設資金又は補修資金の貸付けを行う。

(1) 災害復興住宅建設資金に基づく資金貸付

災害復興住宅建設に基づく資金貸付の詳細については、資料編を参照する。

※参照：資料編 I 「資料6-8 市民生活再建援護制度」

(2) 災害復興住宅補修資金に基づく資金貸付

災害復興住宅補修に基づく資金貸付の詳細については、資料編を参照する。

※参照：資料編 I 「資料6-8 市民生活再建援護制度」

(3) 県及び市の措置

① 災害復興住宅資金

県及び市は、災害地の滅失家屋の状況を速やかに調査し、住宅金融支援機構法に定める災害復興住宅資金の融資適用災害に該当するときは、災害復興住宅資金の融資について、借り入れ**手続**の指導、融資希望者家屋の被害状況調査及び被害率の認定を早期に実施し、災害復興資金の借入れの促進を図るように努める。

② 災害特別貸付金

災害によって滅失家屋がおおむね10戸以上となった場合は、市長はり災者の希望によって災害の実態を調査した上で、り災者に対する貸付金の融資を住宅金融支援機構に申し出るとともに、り災者に融資制度の周知徹底を図り、借入れ**申込み**希望者に対して借入れの指導を行うものとする。

2.6 職業の**あっせん**

【産業部（商工振興課）】

災害により離職を余儀なくされたり災者に対する職業の**あっせん**について、市は、離職者の状況を把握し、国（熊谷公共職業安定所）に報告するとともに、状況によって臨時職業相談所の開設又は巡回職業相談の実施を国（熊谷公共職業安定所）に要請する。

(1) 公共職業安定所による職業の**あっせん**

被災地域を管轄する公共職業安定所の長は、災害によって離職を余儀なくされた者の早期再就職を促進するため、離職者の発生状況、求人・求職の動向等の情報を速やかに把握するとともに、必要に応じ、次の措置を講じるものとする。

□公共職業安定所の措置

- 被災者のための臨時職業相談窓口の設置
- 公共職業安定所に出頭することの困難な地域における臨時職業相談所の開設又は巡回職業相談の実施
- 職業訓練受講の指示、職業転換給付金制度の活用等

(2) 雇用保険の失業給付に関する特別措置

① 証明書による失業の認定

被災地域を管轄する職業安定所の長は、災害によって失業の認定日に出頭できない受給資格者に対して、事後に証明書によって失業の認定を行い、失業給付を行うものとする。

② 激甚災害による休業者に対する基本手当の支給

激甚災害による休業者に対する基本手当の支給被災地域を管轄する職業安定所の長は、災害が「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」（昭和37年法律第150号、以下「激甚法」という）第25条に定めた措置を適用される場合は、災害による休業のため、賃金を受けることができない雇用保健の被保険者（日雇労働被保険者を除く）に対して、失業しているとみなして基本手当を支給するものとする。

(3) 被災者の働く場の確保

市は、被災者の働く場の確保のため、即効性のある臨時的な雇用創出策と、被災地の特性を踏まえた産業振興の方向性に沿った職業訓練を通じた労働者の技能向上等による中長期の安定的な雇用創出策を組み合わせるものとする。併せて、自営業、農林水産業、中小企業等に対する経営の維持・再生、起業等への支援策の充実も図るものとする。

2.7 租税等の徴収猶予及び減免等

【関係各課】

り災した納税義務者又は特別徴収義務者（以下「納税義務者等」という。）は、被保険者等に対し、地方税法、国民年金法等の法令及び条例等の規定に基づき、期限の延長、徴収猶予及び減免等の緩和措置を、それぞれの実態に応じて実施する。

(1) 市税の徴収猶予及び減免

市長は、り災した納税義務者等に対し、法令及び条例の規定に基づき、申告、申請、請求その他書類の提出又は納付若しくは納入に関する期限の延長、徴収猶予及び減免の措置を災害の状況に応じて実施する。

① 期限の延長(市税条例 第18条の2より)

災害により、納税義務者等が期限内に申告その他書類の提出又は市税を納付若しくは納入することが出来ないと認められるときは、次の方法により災害発生後2か月以内（特別徴収義務者については30日以内）に限り、当該期間を延長する。

-
- 災害が広域にわたる場合は、市長が職権により適用の地域及び期限の延長日を指定する。
 - その他の場合、り災納税義務者等による申請があったときは、市長は速やかに納付期限を延長する。
-

② 徴収猶予(地方税法 第15条より)

災害により財産に被害を受けた納税義務者等が、市税を期間内に納入することができないと認められるときは、その者の申請に基づき1年以内において徴収を猶予する。なお、やむを得ない理由があると認められるときは、さらに1年以内の延長を行う。

③ 滞納処分の執行の停止等(地方税法 第15条より)

災害により被害を受けた場合は、滞納処分の執行の停止、換価の猶予、延滞金の減免等適切な措置を講ずる。

④ 減免

り災した納税義務者等に対し必要があると認める場合、該当する各税目について次により減免を行う。

□固定資産税(市税条例 第71条より)

り災した固定資産(土地、家屋、償却資産)の被災程度に応じて減免を行う。

□特別土地保有税(市税条例 第139条の3より)

り災した土地の被災の程度に応じて減免を行う。

(2) 国税等の徴収猶予及び減免

国、県及び市は、災害により被災者の納付すべき国税及び地方税について、法令及び条例の規定に基づき、申告、申請、請求その他書類の提出又は納付若しくは納入に関する期限の延長、国税地方税(延滞金等を含む)の徴収猶予及び減免の措置を災害の状況に応じて実施する。

① 減免(市国民健康保険税条例 第15条より)

災害により生活が著しく困難となった者に対し、被災の状況に応じて保険税を減免する。なお、保険税の納付期限の7日前までに申請を提出した後、同措置を行う。

② 徴収猶予(地方税法 第15条より)

災害により財産に損害を受けた納税義務者が保険税を一時的に納付することができないと認められるときは、その者の申請に基づき、その納付金額を限度として、1年以内において徴収を猶予する。

(3) 国民年金保険料の免除(国民年金法 第90条より)

被災した年金加入者又はその世帯員が災害によって財産に損害を受け、保険料を納付することが困難な事情にあるときは、申請に基づき、市が内容審査のうえ、社会保険事務所に免除申請者を進達する。

(4) 保育料の減額（市保育料徴収に関する規則 第4条より）

災害により損失を受けた場合には、その損失の程度に応じて減額する。

(5) 介護保険料の減免及び徴収猶予

① 減免（大里広域市町村圏組合介護保険条例 第9条より）

災害により生活が著しく困難となった者に対し、被災の状況に応じて保険料を減免する。
なお、保険料の納付期限の7日前までに申請を提出した後、同措置を行う。

② 徴収猶予（大里広域市町村圏組合介護保険条例 第8条より）

災害により財産に損害を受けた納付義務者が保険料を一時的に納付することができないと認められるときは、その者の申請に基づき、その納付金額を限度として、1年以内において徴収を猶予する。

2.8 生活保護

【救援避難部（生活福祉課）】

被災に伴う生活困窮者の生活確保のため、生活保護法に基づく保護の要件に適合している者に対しては、その実情を調査のうえ、最低生活を保障する措置を講ずる。

2.9 借地借家の特例の適用に関する計画

【関係各部（関係各課）】

(1) 計画方針

災害により被害を受けた地域において、借地借家の権利関係について種々の問題が生じ、住宅の復興が阻害されるおそれのあるときは、本部長（市長）は、迅速適切に「り災都市借地借家臨時処理法」の適用を図るものとする。

(2) 適用基準

災害が一定規模以上である場合、本部長（市長）の意見の申し出に基づきり災都市借地借家臨時処理法第25条の2に定める政令を受けて、借地借家制度の特例が適用される。

(3) 適用手続

本部長（市長）は、借地借家制度の特例の適用を申請しようとするときは、所定の申請書を用いて、国土交通大臣あて申請する。

2.10 災害時における郵便事業に係る災害特別事務**取扱い**及び援護対策

日本郵便株式会社は、災害が発生した場合において、災害の態様及び公衆の被害状況など被災地の実情に応じ、郵便事業に係る災害特別事務**取扱い**及び援護対策を実施する。

(1) 被災者に対する郵便葉書などの無償交付

災害救助法が発動された場合、被災1世帯当たり、通常郵便葉書5枚及び郵便書簡1枚の範囲内で無償交付する。

なお、交付場所は日本郵便株式会社が指定した支店及び郵便局とする。

(2) 被災者が差し出す通常郵便物の料金免除

被災者が差し出す通常郵便物(速達郵便物及び電子郵便を含む)の料金免除を実施する。

なお、取扱場所は日本郵便株式会社が指定した郵便局とする。

(3) 被災地あて救助用郵便物の料金免除

日本郵便株式会社が公示して、被災者の救助などを行う地方公共団体、日本赤十字社、共同募金会又は共同募金会連合会にあてた救助用物品を内容とするゆうパック及び救助用又は見舞い用の現金書留郵便物の料金免除を実施する。

なお、引受場所は全ての支店及び郵便局(簡易郵便局を含む)とする。

(4) 利用の制限及び業務の停止

重要な郵便物の送達の確保又は交通の途絶のため、やむを得ないと認められる場合は、郵便の利用を制限し、又は郵便の業務の一部を停止することがある。

2.11 生活必需品等の安定供給の確保

大規模災害発生後の生活必需品等の価格及び需給動向の把握に努める。状況により特定物資の指定を行い、適正な価格で売り渡すよう指導し、必要に応じ勧告又は公表を行う。

第3 義援金品の配布

市は、関係機関の協力を得ながら被災地のニーズを把握するとともに、義援金品の受入体制を確保する。

また、配分委員会を組織し十分に協議のうえ、配分計画を定める。

3.1 受付窓口の開設

3.2 受付・募集

3.3 保管及び配分

3.1 受付窓口の開設

【救援避難部（長寿福祉課）】

市は、義援金品の受付窓口を開設し、直接義援金品を受け付けるほか、銀行等に災害対策本部名義の普通預金口座を開設し、振込みによる義援金を受け付ける。

3.2 受付・募集

【救援避難部（長寿福祉課）】

(1) 義援金品の受付

① 義援金品の受付

義援金品の受付は、「救援避難部（長寿福祉課）」が行う。

受付は、原則として市が開設した窓口及び銀行振込みとする。

② 受領書の発行

受領した義援金品については、寄託者に受領書を発行する。ただし、銀行口座への振込による場合は、振込用紙をもって受領書の発行に代えることができる。

③ 配分委員会への報告

「救援避難部（長寿福祉課）」は、義援金品の受付状況について配分委員会に報告する。

(2) 義援金品の募集

被災者に対する義援金の募集を必要とする場合は、「渉外情報部」が市の広報紙、報道関係機関及び災害関連支援団体等の協力を得て広報し、募集する。

なお、義援品については、被害の状況等を勘案し、被災者が必要とする物資について広く広報して募集する。

3.3 保管及び配分

【救援避難部（長寿福祉課）】

「救援避難部（長寿福祉課）」は送金された義援金品を保管し、委員会の配分計画に基づき配分する。

-
- 寄託された義援金は、被災者に配分するまでの間、義援金受付口座に預金保管する。また、義援品については市役所に一時保管し、一般救援物資と同様に配分する。
 - 委員会は、義援金総額や被災状況を考慮して、義援金の配分について協議し、配分基準を定める。
 - 「救援避難部（長寿福祉課）」は、委員会が定めた配分基準に基づき、義援金を被災者に配分する。また義援品については、自治会等関係団体の協力を得て被災者に配分する。
 - 寄託者が配分先や用途を指定した義援金を受け付けた場合、各配分先の責任において処理する。
 - 被災者に対し、市の広報紙、自治会及び報道機関等の協力により義援金品の配分について広報する。
 - 義援金の収納額及び用途について、寄託者及び報道機関等へ周知広報する。
 - 「救援避難部（長寿福祉課）」は、被災者への配分状況について、委員会に報告する。
-

第4 地域経済の復旧支援

災害により被害を受けた農林漁業者又は団体に対し復旧を促進し、農林漁業の生産力の維持増進と経営の安定を図るため、各種支援法により融資する。

また、農業災害補償法に基づき、農業共済団体に対し、災害補償業務の迅速、適正化、仮払いにより早期に共済金の支払いができるよう措置を講じる。

なお、融資に当たっては、災害復旧に必要な資金の融資が円滑に実施されるよう業務の適正かつ迅速化に努める。

4.1 農林漁業関係融資

4.2 中小企業関係融資

4.1 農林漁業関係融資

【県、産業部（農業振興課）】

災害によって被害を受けた農林漁業者又は団体に対して復旧を促進し、農林漁業の生産力の維持増進と経営の安定を図るため、天災融資法、株式会社日本政策金融公庫法、自作農維持資金融通法、及び埼玉県農業災害対策特別措置条例によって融資する。

(1) 天災融資法第2条第1項の規定に基づく資金融資

天災融資法に基づく資金融資の詳細については、資料編を参照する。

※参照：資料編 I 「資料6-9 地域経済再建のための援護制度」

(2) 日本政策金融公庫 農林水産事業 資金融資

日本政策金融公庫農林水産事業の農林漁業セーフティネット融資及び農業・林業・漁業基盤整備資金、漁船資金の詳細については、資料編を参照する。

※参照：資料編 I 「資料6-9 地域経済再建のための援護制度」

(3) 埼玉県農業災害対策特別措置条例第3条に基づく資金融資

埼玉県農業災害対策特別措置条例に基づく資金融資の詳細については、資料編を参照する。

※参照：資料編 I 「資料6-9 地域経済再建のための援護制度」

(4) 農業災害補償

農業災害補償法（昭和22年法律第185号）に基づく農業共済事業について、災害時に農業共済団体に対し、災害補償業務の迅速、適正化を図り、仮払いによって早期に共済会の支払いができるように措置する。

農業災害補償に基づく資金融資の詳細については、資料編を参照する。

※参照：資料編 I 「資料6-9 地域経済再建のための援護制度」

4.2 中小企業関係融資

【県、産業部（商工振興課）】

被災した中小企業は、県の災害対策緊急融資資金等の復興資金の貸付制度を利用できる。

被災した中小企業の再建を促進するための資金対策として、一般金融機関及び政府系金融機関の融資並びに中小企業近代化資金等の貸付け、信用保証協会による融資の保証、災害融資特別県費預託等により施設の復旧に必要な資金並びに事業費の融資が迅速かつ円滑に行われるよう県は次の措置を講じ、国に対しても要望する。

(1) 資金需要の把握連絡通報

中小企業関係の被害状況について調査し、再建のための資金需要について速やかに把握する。関係機関は緊急に連絡を行い、その状況を通報する。

(2) 資金貸付の簡易迅速化、条件の緩和等の措置

被災地を管轄する金融機関に対して被害の状況に応じ貸付手続の簡易迅速化、貸付条件の緩和等について特別の取扱いを実施するよう要請する。

(3) 県の措置

県は、災害により被災した中小企業の再建を促進するための資金対策を実施する。

また、一般金融機関及び政府系金融機関により災害復旧に必要な資金の融資が迅速かつ円滑に実施されるよう要請する。

市は、事業の融資が迅速かつ円滑に実施されるように県に要望するとともに、資金需要の把握、中小企業者に対する融資制度を周知する。

なお、経営安定資金（災害復旧資金）の詳細については、資料編を参照する。

※参照：資料編 I 「資料6-9 地域経済再建のための援護制度」

(4) 被災事業主に関する対策

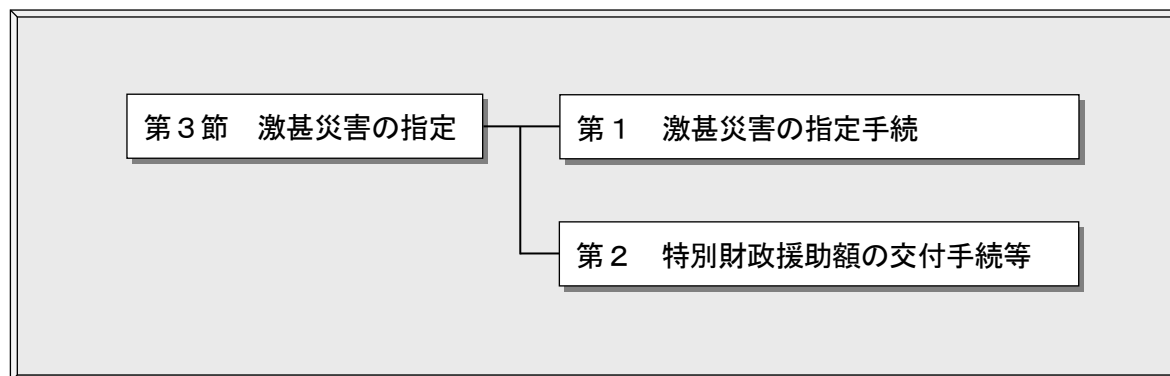
被害により労働保険料の所定の期限までに納付することができない事業主に対して、必要があると認めるときは概算保険料の延納の方法の特例措置、延滞金、若しくは追徴金の徴収免除又は労働保険料の納付の猶予を行うものとする。

(5) 被災中小企業支援に関する広報の実施

市は、関係機関による被災中小企業等に対する援助、助成措置について広く被災者に広報するとともに、必要に応じて相談窓口等を設置する。

第3節 激甚災害の指定

激甚法に基づく激甚災害の指定を受けるため、災害の状況を速やかに調査し実情を把握して早期に激甚災害の指定を受けられるよう措置し、公共施設の災害復旧事業が迅速かつ円滑に実施できるよう措置を講ずる。



第1 激甚災害の指定**手続**

激甚災害の指定手続は以下のとおりとする。

- 1.1 激甚法による財政援助
- 1.2 激甚災害指定の**手続**
- 1.3 激甚災害に関する被害状況等の報告

1.1 激甚法による財政援助

【本部事務局（企画財政部）】

著しく激甚である災害が発生した場合における地方公共団体の経費の負担の適正化、及び被災者の災害復興の意欲を高めることを目的とした激甚法が制定されている。

この法律は激甚災害と指定された災害を対象に、国の地方公共団体に対する特別の財政援助と、被災者に対する特別の助成措置を内容としている。

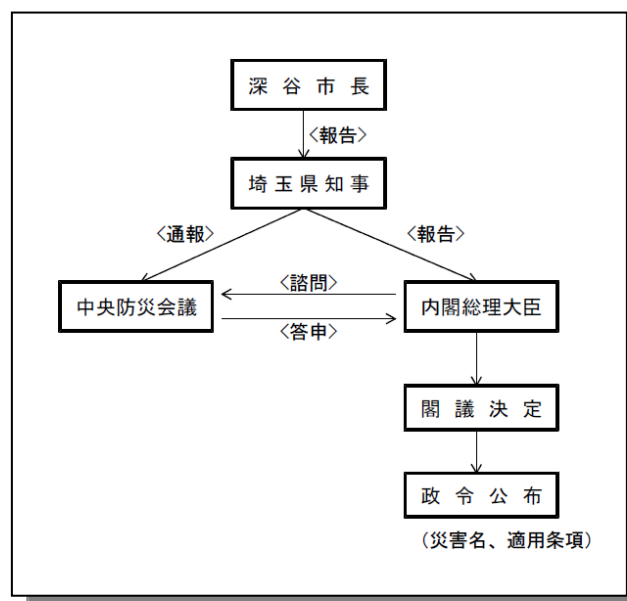
1.2 激甚災害指定の**手続**

【本部事務局（企画財政部）】

市長は、災害が発生した場合は速やかにその災害の状況、及びこれに対してとられた措置の概要を知事に、知事は内閣総理大臣に報告することになっている（法第53条）。

内閣総理大臣は、これを受けてその災害が激甚法第2条第1項に規定する激甚な災害に該当すると判断したときは、中央防災会議の意見を聞いた上、激甚災害として指定し、その災害に対してとるべき措置を指定する政令を制定することになり、これにより必要な財政援助措置がとられることになるものである。

《激甚災害指定の流れ》



1.3 激甚災害に関する被害状況等の報告

【本部事務局（企画財政部）】

(1) 知事への報告

市長は、市域内に災害が発生した場合は法第53条第1項の規定に基づき、速やかにその被害状況を知事へ報告するものとする。

(2) 報告事項

被害状況等の報告は、災害が発生した時から当該災害に対する応急措置が完了するまでの間、次に掲げる事項について行うものとする。

-
- 災害の原因
 - 災害が発生した日時
 - 災害が発生した場所又は地域
 - 被害の程度（災害対策基本法施行規則別表第1に定める事項）
 - 災害に対してとられた措置
 - その他必要な事項
-

第2 特別財政援助額の交付手続等

本部長（市長）は激甚災害の指定を受けたときは、事業の種別ごとに激甚法及び算定の基礎となる法令に基づき調書等を作成し、県知事に提出しなければならない。

<<復旧に伴う財政援助の種類>>

事業名	国の財政援助等	
	通常災害	激 甚 災 害
公共土木施設災害復旧事業	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法3条	激甚法 3条 1 項
公立学校施設災害復旧事業	公立学校施設災害復旧費国庫負担法3条	同上 3 条 1 項
公営住宅災害復旧事業	公営住宅法8条	同上 3 条 1 項
農林水産業施設災害復旧事業	農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律3条	同上 5 条
都市施設災害復旧事業 (街路・流域下水道・公共下水道・都市下水路)	都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針（予算補助）	—
生活保護施設災害復旧事業	生活保護法75条	激甚法 3条 1 項
児童福祉施設災害復旧事業	児童福祉法52条	同上 3 条 1 項
老人福祉施設災害復旧事業	老人福祉法26条	同上 3 条 1 項
身体障害者更生援護施設災害復旧事業	身体障害者福祉法37条の2	同上 3 条 1 項
知的障害者援護施設災害復旧事業	知的障害者福祉法26条	同上 3 条 1 項
感染症指定医療機関災害復旧事業	保健衛生施設等災害復旧費国庫補助金交付要綱（予算補助）	同上 3 条 1 項
感染症予防事業	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律	同上 19 条
堆積土砂排除事業	都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針（予算補助）	同上 3 条 1 項
湛水排除事業	—	同上 3条1項・10条
天災による被害農林漁業者等に対する資金融通	天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法3条	同上 8 条 1 項
中小企業信用保険法による災害関係保証	中小企業信用保険法3条	同上 12 条
事業協同組合等施設災害復旧事業	—	同上 14 条
公立社会教育施設災害復旧事業	—	同上 16 条
私立学校施設災害復旧事業	—	同上 17 条
水防資材費	水防法44条	同上 21 条
罹災者公営住宅建設事業	公営住宅法8条1項	同上 22 条
上水道・簡易水道災害復旧事業	上水道施設災害復旧費及び簡易水道施設災害復旧費補助金交付要綱（予算補助）	上水道施設災害復旧費及び簡易水道施設災害復旧費補助金交付要綱（予算補助）
公共下水道・流域下水道災害復旧事業	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法3条	激甚法 3 条
都市下水路災害復旧事業	同上 3 条	同上 3 条
し尿処理施設災害復旧事業	廃棄物処理施設災害復旧事業費補助金交付要綱（予算補助）	廃棄物処理施設災害復旧事業費補助金交付要綱（予算補助）
ごみ処理施設災害復旧事業	同 上	同 上
災害廃棄物処理事業	廃棄物の処理及び清掃に関する法律22条	—
火葬場災害復旧事業	保健衛生施設等災害復旧費国庫補助金交付要綱（予算補助）	保健衛生施設等災害復旧費国庫補助金交付要綱（予算補助）
公的医療機関災害復旧事業	医療施設等災害復旧費補助金交付要綱（予算補助）	医療施設等災害復旧費補助金交付要綱（予算補助）
災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付	災害弔慰金の支給等に関する法律7条	—
災害特例債	—	小災害債、歳入欠かん債 災害対策債
交付税措置	災害に伴う普通交付税の繰上げ交付	

深谷市地域防災計画

.....

平成20年3月28日作成

平成21年2月 6日修正

平成25年2月 8日修正

平成28年3月15日修正

令和 4年3月●●日修正

.....

作成 深谷市防災会議